

市政の動き
（6月16日～7月15日）

市役所内で行われた会議について、その内容を概略でお知らせします。詳しくはホームページまで。

会議名など	内 容
-------	-----

6月16日(木) 第1回長浜市支え合いの地域づくり推進委員会 担当課:高齢福祉介護課 (☎65-7789)	生活支援コーディネーターの支援状況や地域活動、今後の活動計画等について報告を受けました。また地域介護予防通所活動支援補助金、高齢者活躍よりあいどころ整備事業について事務局より報告を受け、意見交換を行いました。
6月17日(金) 第1回長浜市多文化共生・国際化のまちづくり円卓会議 担当課:市民活躍課 (☎65-8711)	長浜市でできる外国人防災活動について参加者と意見交換を行いました。
6月21日(火) 第1回長浜市景観審議会 担当課:都市計画課 (☎65-6562)	景観審議会について説明を受け、地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例(案)と平成28年度長浜景観広告賞の実施について報告を受けました。
6月27日(月) 長浜市人権尊重審議会 担当課:人権施策推進課 (☎65-6560)	「長浜市人権施策推進基本計画」の進捗管理、人権啓発・男女共同参画に関する職員意識調査、『性別記載』の取り組みについて事務局から説明、質疑応答と意見交換を行いました。
6月29日(水) 第1回長浜市地域公共交通会議 担当課:都市計画課(☎65-6562)	平成27年度の運行実績や利用促進等の取組実績、「地域公共交通網形成計画」の策定予定、停留所の名称変更等について事務局から説明を受け、意見交換を行い承認しました。
7月7日(木) 第1回長浜市子ども・子育て会議 担当課:子育て支援課 (☎65-6514)	長浜市子ども・子育て支援事業計画の進捗管理、長浜市子育て応援表彰事業について事務局から説明し、質疑応答と意見交換を行いました。
7月7日(木) 第1回長浜市健康づくり推進協議会 担当課:健康推進課 (☎65-7779)	「健康ながはま21」計画(第3期)の平成27年度事業の成果と課題、平成28年度の実施計画について事務局から説明を受け、質疑応答・意見交換を行いました。
7月8日(金) 第1回長浜市建築審査会 担当課:建築住宅課 (☎65-6533)	建築基準法第43条第1項ただし書きの許可について説明を受け、同意しました。また同条に基づく事後報告について承認しました。
7月8日(金) 第6回長浜市総合計画審議会 担当課:総合政策課 (☎65-6505)	次期総合計画の策定にあたり、事務局から基本計画の案について説明を受け、内容を協議しました。
7月12日(火) 第1回長浜市地域包括支援センター運営協議会 担当課:高齢福祉介護課 (☎65-7789)	地域包括支援センターの主要な事業の平成27年度実績を説明。今年4月から始まった5つの地域包括支援センターの計画や4・5月の実績について報告・検討しました。
7月14日(木) 第2回長浜市支え合いの地域づくり推進委員会 担当課:高齢福祉介護課 (☎65-7789)	高齢者活躍よりあいどころ補助金事業者のヒアリング審査を行い、下記の2者を選定しました。 ・仮認定特定非営利活動法人 つどい 理事長 川村 美津子 ・夢の一步塾 代表 柴田 善成
7月15日(金) 第1回長浜市旅館等建築規制審議会 担当課:都市計画課 (☎65-6562)	届出があった建築(用途の変更)予定の旅館等について、長浜市環境保全のための旅館等建築等規制条例第2条に規定する「特定旅館」に該当しないことを確認しました。

公共下水道区域の農地を宅地化等した人へ

問 上下水道課（☎65-1600）

公共下水道が整備された区域では、下水道の供用開始時に、土地所有者等（以下「受益者」）から整備費用の一部を受益者負担金として徴収しています。

ので、下記窓口までご連絡ください。

なお、農業集落排水事業区域および浅井・湖北地区には、負担金の徴収猶予制度がありませんので、届出の必

このうち、現況地目が農地（田・畑）等の場合は、申請により、受益者負担金の徴収を猶予していますが、土地が宅地化等された時に納めていただくこととなります。

農地を宅地化等された場合は、届出が必要となります

要はありません。

※負担金の計算方法は市ホームページをご覧ください。

届出窓口 上下水道課〈東館2階〉 ☎65-1600
北部振興局上下水道課 ☎82-5903

産後ケア事業を始めました

産後のお母さんを応援します

出産後、お産と育児の疲れから体調がよくない、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話の仕方がわからないなど、お困りのお母さんはぜひご利用ください。

- ・心身の不調または育児不安等がある人
- ・ご家族などから十分な援助が受けられない人

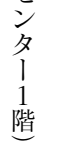
【産後ケアを受けられる施設】

すな)

【利用日数・自己負担額】

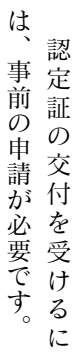
※生活保護世帯は自己負担なし

問合せ・申込み先



限度額適用認定証を
ご利用ください
問 保険医療課 (☎65-6512)

医療機関や薬局でのお支払
いが高額になりそのような場合
は、医療機関等の窓口で「限
度額適用認定証」を提示する
と、ひと月の自己負担が限度
額までになります。



【申請時の注意点】

②世帯の国民健康保険被保険者および世帯主が前年中所得の申告をしていること。

申請窓口

国民年金保険料前納でお得です
問彦根年金事務所国民年金課
(☎0749-231114)

10月分から翌年3月分までの6か月分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納付(6ヶ月前納)すると、保険料が96,450円となり、毎月16,260円を納付するよりも1,110円お得です。ぜひご利用ください。

【申込み】



この月間は、道路を利用する人に道路の大切さを認識してもらい、常に美しく正しく利用してもらうことを目的としています。

